

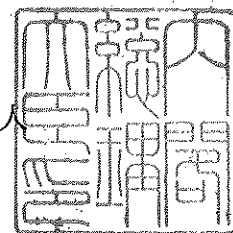
消安全第 3 1 0 号

平成 2 3 年 1 月 7 日

消費者委員会

委員長 松本 恒雄 殿

内閣総理大臣 菅 直人



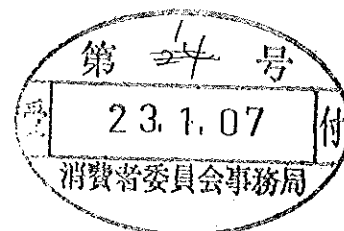
諮 問 書

家庭用品品質表示法第 1 1 条に基づき、下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

家庭用品品質表示法第 3 条の規定に基づく表示の標準となるべき事項の変更について

1. 雑貨工業品品質表示規程（平成 9 年通商産業省告示第 6 7 2 号）における遵守事項の見直しについて



雑貨工業品品質表示規程における「浄水器」に係る遵守事項の改正について

1. 主旨

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。その対象となる家庭用品やその表示の標準（表示事項及び遵守事項）は、商品の高度化や多様化、消費者ニーズ及び使用実態を踏まえ適時見直しを行っているところ。

「浄水器」は、平成12年に日本工業規格（以下「JIS」という。）に性能試験方法等を定めた上で家表法の対象品目として指定され、材料の種類、ろ材の種類、ろ過流量、使用可能な最小動水圧、浄水能力、ろ材の取替え時期の目安、使用上の注意及び表示者名を表示事項として規定している。

今般、JISにおいて「逆浸透膜浄水器」に係る性能試験を追加する等の改正が行われ、それに伴い、本規程における引用条文等の改正が必要となり、経済産業省から家表法第3条第4項の規定に基づき、「浄水器に係る表示の標準となるべき事項の変更に係る要請」があった。

このため、家表法第11条の規定に基づき、消費者委員会に諮問を行うもの。

2. 諮問する事項の概要

(1) 「逆浸透膜浄水器」に係る改正について

- ①「回収率」を表示事項に追加。
- ②「回収率」の測定は、新たにJISに定められた測定方法による旨規定。
- ③「排出される捨て水がある」旨を「逆浸透膜浄水器」の使用上の注意事項として表示する。

(2) 「使用可能な最小動水圧」の表示に係る改正について

- ①「使用可能な最小動水圧」の表示は「ポット（ピッチャー）型等供給された水を貯留して使用するものを除く。」こととする。
- ②測定方法は、新たにJISに定められた測定方法による旨規定。
- ③表示値（測定値）の誤差の範囲の見直しを行う。

(3) その他

JIS 項番号の変更に伴い、本規程において引用する JIS 項番号を改める。

3. 今後の予定

平成23年	1月	消費者委員会への諮問、経済産業大臣への協議
	1月～2月	パブリックコメント（1ヶ月）、TBT通告（2ヶ月）
	3月	改正告示交付
	4月	改正告示施行